西村あさひ法律事務所

食農分野における ESG/SDGs の海外動向−その 1

アグリフードニューズレター　2022 年 3 月 24 日号

執筆者:
E-mail 廣澤 太郎　E-mail 片桐 秀樹
E-mail 鈴木 健也

目次

Ⅰ　アグリフードニューズレター創刊に当たって
Ⅱ　食農分野における ESG/SDGs の海外動向−その 1／廣澤 太郎、片桐 秀樹、鈴木 健也

Ⅰ　アグリフードニューズレター創刊に当たって

近時、国内外のアグリ・フードビジネスを取り巻く環境は大きく変動し、特にサステナビリティ対応等の関係では、欧州で Farm to Fork 戦略が公表されるとともに、我が国でもみどりの食料システム戦略の公表に続き、2022 年 2 月には同戦略に掛かる法案が閣議決定されるなど、持続性が高く環境負荷の低い農林漁業への要請は高まりを見せています。国内の農林漁業界では、事業従事者の高齢化・後継者不足への対応や事業・資産の集約化の必要性が叫ばれるとともに、AI、IT 技術を用いた観測機器、解析ソフトウェア、ドローン、ロボット等の新技術を利用したスマート農林漁業の導入について頻繁に報道がなされています。また、食品業界では、2020 年からの COVID-19 に起因する、産業構造、消費者動向及び流通形態の変動(例えば、食品製造工場のオートメーション化、保健機能食品への注目、ローカルな消費を重視する傾向等)や、昨今欧米を中心に大きな広がりを見せている代替タンパクの導入を始めとした、これまでの常識を大きく覆すような新たなムーブメントについて柔軟に対応していくことが喫緊の課題とされており、食品産業が全体としてこのような流れの影響を受けることが予想されます。

これらのビジネスの動きに対して、法制面については、例えば、農業分野では、農作業を行う者が農地を保有すべきという戦後からの伝統的なポリシーを維持した農地法をベースに、様々な法律が複数回に渡り重複して制定されているほか、バリューチェーンの各プロセスと機能(種苗、肥料品質確保、飼料安全、食品衛生・表示、植物防疫、薬機、家畜伝染病予防、遺伝子組み換え規制、容リ、循環資源等)毎に法令が細分化されており、簡単には網羅的に確認することができない側面や、各種許認可の一次的な対応を行う市町村の見解や実務上の運用等が地域毎に異なり、必ずしも予測可能性が高いとはいえない側面を持つなど、アグリビジネスに新規参入する場合や、参入企業への投融資を行う場合に、許認可・コンプラアンスやリーガルリスクの管理をどのように行うかを総合的・横断的に把握することは極めて困難になっています。このことは漁業法が改正され、海面養殖や陸上養殖など注目度を増している水産分野においても、また同様に事業・資本の集約化の必要性が叫ばれる林業分野においても妥当します。さらに、食品分野においても、培養肉等の新しいフードテック領域において、新たにもたらされることになる食品の安全性等についてのルールの在り方が活発に議論されるなど、事業者、当局及び法律実務家の協力関係が重要性を増しています。

当事務所では、4 年ほど前からアグリ・フードビジネスの実務及び法務に関するトピックや法令改正に関する動向等の研究を始め、アグリ・フードリーガルプラクティスチーム(AFLP)のニューズレターとして発表して参りましたが、今般、当事務所においてアグリ・フードプラクティスグループ(AFPG)を事務所の正式なプラクティスグループとして立ち上げたことに合わせ、今後は AFPG ニューズレターとして、このような情報を広く取り上げ発信したいと考えております。

なお、アグリ・フードビジネスのサステナビリティの観点からは、①現在この分野に従事している既存の事業者の方々の持続性(労働力不足を補うスマート農林漁業技術や事業承継の問題)を確保すること、及び②この分野における新規参入・企業参加を促し、スケールメリットを活かして経営の集約・効率化、新しい事業スキーム・資金調達方法の開拓といった双方向からのアプローチが極めて重要となります。両者のバランスを取り、かつ事業従事者・参加者による事業・経営形態の選択可能性を確保するといった観点から様々な検討を加える予定です。

アグリ・フードプラクティスグループ一同

© Nishimura & Asahi 2022

Ⅱ　食農分野における ESG/SDGs の海外動向−その 1

はじめに

2021 年 6 月に改定が実施された上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードにおいて、「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択など、中長期的な企業価値の向上に向け、ESG 要素を含む中長期的な持続可能性が重要な経営課題であるとの意識が高まっている旨の言及がある [1]など、近年、日本においても SDGs や ESG という言葉を耳にしない日はないような状況になっています。

農業も含めたフード・バリューチェーン全体をこれらの SDGs や ESG という観点からみると、農業は生物多様性や景観の保全 [2]、保水機能、温室効果ガスの吸収といった、環境に対してプラスの影響を及ぼすなど、他の産業にはない特徴を持っています。一方で、農薬による水質・土壌汚染、肥料・家畜排せつ物の窒素・リン成分が過剰に流入することによる水質環境等の悪化、営農活動に伴う温室効果ガス排出など環境にマイナスの影響も与えるという他の産業にはない特徴も持ち合わせています [3]。さらに、フードロスに代表されるように、あらゆる食品を手軽に安価に生産・販売するという「効率的」な仕組みが、逆に環境に負荷をかけるという矛盾を生み出すようになっています。

現在、世界的に農業・食産業は変革期にあり、今後 SDGs などの観点なども含めサステナビリティ対応が必須となっています。農業・食産業は国や地域毎の気候・土地・人々の慣習などに応じて異なり、サステナビリティという観点でも本来、国や地域に応じてとるべき施策が異なり得ることは否定できません。一方で、昨今の流れでは、(下記にて詳述しますが)EU が食農分野におけるサステナビリティ対応のグローバル・スタンダードとして Farm to Fork 戦略を発表するなど、特に地球規模での取組課題である気候変動などの文脈もあり、グローバルなレベルでのハーモナイゼーションが求められる傾向にあり、日本企業・政府においても、海外の諸政策の動向を注視する必要性が高まっています。そこで、本ニューズレターでは、この分野での取り組みを長年リードしている EU の諸政策について、そのモニタリング・評価の仕組みや制度の実施プロセスなどを俯瞰し、日本や他の国々の政策とも比較検討しつつ、食農分野における ESG/SDGs の文脈で、「今世界で何が起こっているか」を複数回に分けて考察したいと思います。第 1 回では、まず近時新たな法律案が閣議決定された日本の動向について簡単に概略を検討したうえで、欧州における政策の動向について取り上げます。

1.　日本における近時の動向

(1)　みどりの食料システム法案決定に至る経緯

欧州の政策を検討する前提として、近時、新たに立法のあった日本の動向についてもごく簡単に概説します。日本では、2021 年 5 月に、農林水産省が、持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定するなどして、戦略推進に向けた体制整備、関連予算の要求や法制化の検討が進められていました。これを受けて、2021 年 12 月 24 日に開催された「第 7 回みどりの食料システム戦略本部」では、金子農林水産大臣から「みどりの食料システム戦略」を生産現場で実践に移し、農林漁業者や食品事業者、消費者等の関係者で基本理念を共有するための新たな法制度を創設する旨の発言があり、2022 年 2 月 22 日、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案(以下「みどりの食料システム法案」といいます。)(及び植物防疫法の一部を改正する法律案)が閣議決定されました。

1　「コーポレートガバナンス・コード【基本原則 2】考え方」参照。なお、そのほかにもサステナビリティについての取り組みの適切な開示が補充原則とされています(コーポレートガバナンス・コード補充原則 3-1①)。

2　農業はモノカルチャーの側面を持っており、生物多様性に負の影響を与えるとの見方もあります。

3　国立国会図書館「日本・EU の農業環境政策の経緯と課題」田中菜採兒(https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11892030_po_1162.pdf?contentNo=1)（2022.3.7）

© Nishimura & Asahi 2022

(2) みどりの食料システム法案の概要

みどりの食料システム法案では、まず有機農業に資する事業や温室効果ガスの排出削減に資する事業活動等[4]が「環境負荷低減事業活動」とされ(みどりの食料システム法案第 2 条第 4 項)、このうち集団又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を高めるものが「特定環境負荷低減事業活動」とされ(みどりの食料システム法案第 15 条第 2 項第 3 号)、環境負荷の低減に資する資材又は機械の生産・販売などの事業が「基盤確立事業」とされています(みどりの食料システム法案第 2 条第 5 項)。そして、市町村は「環境負荷低減事業活動」の促進に関する基本的な計画を作成し(みどりの食料システム法案第 16 条第 1 項)、基本計画が作成された地域で「環境負荷低減事業活動」又は「特定環境負荷低減事業活動」を行おうとする事業者は「環境負荷低減事業活動」又は「特定環境負荷低減事業活動」の実施に関する計画を提出し、その認定を受けることができるとされています(みどりの食料システム法案第 19 条、第 21 条)。

そして、「環境負荷低減事業活動」の計画の認定を受けた農林漁業者は、「環境負荷低減事業活動」の用に供する設備等[5]の取得に要する費用の 32%(建物については 16%)を特別償却することができる[6]ほか、農業改良資金融通法などの特別融資に関する認定を受けられたり、「特定環境負荷低減事業活動」の認定も受ける場合には農地の取得及び転用に関する許認可もワンストップで受けられます(みどりの食料システム法案第 28 条)。このような、ワンストップでの許可制度は農地法の要件を緩和するものではないものの、市町村の認定を受けた環境負荷に資する事業であることを理由に、事実上許認可を受けられやすくする効果が期待されます。また、「基盤確立事業」についても同様の税制優遇措置などが認められています。なお、みどりの食料システム法案については、本ニューズレター執筆時点で関連規則の内容が明らかとはなっておらず、パブリックコメントも未了ですので、今後の動向にも注視が必要です。

2. 欧州の近時の動向

(1) 欧州グリーンディール政策

まず、EU における近時の気候変動対策の大きな動向としては、「欧州グリーンディール政策」の策定があげられます。「欧州グリーンディール政策」は、フォン・デア・ライエン氏が欧州委員会(EUROPEAN COMMISSION)の委員長に就任した直後の 2019 年 12 月 11 日に、欧州委員会によって策定された政策[7]で、①2050 年までのカーボンニュートラル、②資源の利用から切り離された経済成長、③誰ひとり、どの地域も取り残さないことなどを確保するとされています。また、EU のすべての行動や政策は、「欧州グリーンディール政策」の目標に貢献する必要があることが宣言されるなど、「欧州グリーンディール政策」は EU における政策のロードマップとなることが期待されています。実際に、「欧州グリーンディール政策」に関連して主に以下のような取り組みがなされています[8]。

2019 年 12 月 11 日	「欧州グリーンディール政策」公表
2020 年 1 月 14 日	欧州グリーンディール投資計画及び移行メカニズム公表
2020 年 3 月 4 日	欧州気候法の法案提出
2020 年 3 月 10 日	欧州産業戦略採択
2020 年 3 月 11 日	欧州循環経済行動計画発表

4 ①堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動、②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動、③前二号に掲げるもののほか、環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動、があげられています。

5 化学肥料の施肥量を減少させる土壌センサ付可変施肥田植え機などが想定されているようです。

6 農林水産省「令和 4 年度税制改正事項」(https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/tyosei/attach/pdf/211224-2.pdf) (2022.3.7)

7 EUROPEAN COMMISSION「COMMUNICATION FROM THE COMMISSION The European Green Deal」(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52019DC0640&from=EN) (2022.3.7)

8 EUROPEAN COMMISSION「A European Green Deal」(https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en) (2022.3.7)

© Nishimura & Asahi 2022

2020 年 5 月 20 日	・2030 年に向けた欧州生物多様性計画発表 ・「A Farm To Fork Strategy(農場から食卓まで戦略)」発表
2020 年 7 月 8 日	エネルギーシステムの統合と水素に関する EU の戦略採択
2020 年 9 月 17 日	気候目標計画 2030 発表
2020 年 10 月 14 日	・メタンガス戦略発表 ・持続可能な化学薬品戦略発表
2020 年 12 月 9 日	欧州気候協定発表
2021 年 2 月 24 日	気候変動に対する新欧州戦略の発表
2021 年 3 月 25 日	有機栽培行動計画発表
2021 年 5 月 17 日	持続可能なブルー・エコノミー発表
2021 年 11 月 17 日	森林破壊の阻止、持続可能な革新的廃棄物管理、土壌の健全化に関する提案

(2) 欧州の農業分野における戦略

① 欧州の農業分野の現状

EU では、2019 年時点で、温室効果ガスの排出量のうち約 10.3%を農業分野が占めており [9]、今後の食料需要の増加などを踏まえると、2050 年以降(特に他の産業で)脱炭素化の動きがより進んだ場合には、農業分野が最大の温室効果ガス排出分野となる可能性も指摘されています [10]。「欧州グリーンディール政策」は、農業に限らず、運輸、エネルギー、建設、鉄鋼業、繊維、化学等あらゆる産業分野における取り組みを対象としていますが、農業及び食の分野における中核を担う政策として 2020 年 5 月 20 日に「A Farm To Fork Strategy(農場から食卓まで戦略)」(以下「Farm to Fork 戦略」といいます。)が発表されました。

② Farm to Fork 戦略の概要

Farm to Fork 戦略 [11]は、持続可能な食料システム構築の課題に包括的に取り組むこととされており、農業生産についてだけではなく、漁業や養殖、また消費活動に関しても言及があります。具体的には、大きく分けて①持続可能な食料生産の確保、②食料安全の確保、③持続可能な食品加工、卸売、小売、接客、フードサービス業務の活性化、④持続可能な消費及び健康的で持続可能な食生活の促進、⑤フードロスの削減、⑥食品偽装への対応の 6 つを持続可能な食料システム構築のための政策課題と位置付けています。

また、その中でも①持続可能な食料生産の確保のなかでは以下のとおりいくつかの野心的な数値目標が設定されています。

ア 農薬の使用について

農業における農薬の使用は、土壌、水質、大気汚染につながり、農薬の標的としない植物、昆虫、鳥類、動物にも悪影響を与え得るとして、既存の施策に加えて、2030 年までに農薬の使用量とリスク全体の 50%、危険性が指摘されている農薬については一律で「使用量」を 50%削減するための行動をとることとされています。

イ 肥料の使用について

Farm to Fork 戦略では、窒素やリンなどの養分はすべて植物に吸収されるわけではなく、余分な養分は大気、土壌、水質などに漏出し、環境に悪影響を与えるとされています。そこで、土壌の肥沃度を維持しながら養分の無駄遣いを 50%削減し、これによって 2030 年までに肥料の使用を 20%削減することを目標としています。また、この目標のためには関連する環

---

9 Eurostat「Climate change – driving forces」(https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=Climate_change_-_driving_forces#Industrial_processes_and_product_use) (2022.3.7)

10 EUROPEAN COMMISSION「IN-DEPTH ANALYSIS IN SUPPORT OF THE COMMISSION COMMUNICATION COM(2018) 773」(https://ec.europa.eu/clima/system/files/2018-11/com_2018_733_analysis_in_support_en.pdf) (2022.3.7)

11 European Commission「Farm to Fork Strategy」(https://ec.europa.eu/food/system/files/2020-05/f2f_action-plan_2020_strategy-info_en.pdf) (2022.3.7)

© Nishimura & Asahi 2022

境・気候法令を整備していくことが必要ともされています。

ウ　抗微生物薬耐性(Antimicrobial resistance)について

EU では、抗微生物薬の過剰使用や不適切利用によって、(推定)33,000 人もの命が失われているとされています。そこで、抗微生物薬についても畜産業や養殖業での販売量を 2030 年までに 50%削減するとしています。

エ　有機栽培について

Farm to Fork 戦略では、有機作物の市場拡大と有機農業の発展は生物多様性に資するとともに、新規の雇用を創出し、若い農業者にとって魅力的な産業とすることにもつながるとされています。そこで、2030 年までに EU の農地の少なくとも 25%を有機農法で栽培し、有機水産業を大幅に増加させるという目標のために種々の手段を講じていくこととされています。

さらに、Farm to Fork 戦略は EU で構築した食料システムをサステナビリティに関する世界基準とすることを目標としており、詳細は次回以降にて解説しますが、EU の通商政策、表示制度などにも影響を与える可能性があり、EU 加盟国と取引を行う日本企業にも影響を与える可能性があります。

3.　おわりに

本ニューズレターでは、日本の食農分野における近時の動向を簡単に検討するとともに、欧州の政策の概要を検討しました。上述のとおり、Farm to Fork 戦略を含めた欧州の政策は欧州と取引する日本企業に影響を与えるだけでなく、この分野に長年の取組実績を有する欧州の政策は、今後の日本の政策の動向を予測する観点からも重要な意味を持つと考えています。次回以降のニューズレターでは、Farm to Fork 戦略のより詳しい内容や関連政策、日本企業に与え得る影響などについても検討していきます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

© Nishimura & Asahi 2022